



## 地震に備えましょう!! 木造住宅の耐震化を強力に支援します

近い将来に発生が予想されている「南海トラフ巨大地震」や、活断層を震源とする「直下型地震」による建物の倒壊から命を守るため、本市では木造住宅の耐震化を進めています。

### まずは「耐震診断!」 無料です

- 対象となる木造住宅の条件 (全てに当てはまるもの)
  - ①市内の木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの
  - ②在来軸組構法、伝統構法および枠組壁工法によるもの (木質プレハブ工法は除く)
  - ③3階建てまでのもの (併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含む)
- 本年度の実施戸数 120戸 (予定)

### 耐震診断後、各種補助制度を利用して 耐震改修等を検討しましょう!!



#### 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

- 1. 木造住宅耐震改修支援事業** 対象工事費の2/3補助 上限額：120万円  
本格的な耐震改修 (評点を1.0以上に改善) を行う費用を補助します。
  - (1) 高さ1.5m以上の家具を固定し、感震プレーカー (分電盤タイプ) を設置すること。
  - (2) 耐震化普及啓発活動への協力が条件です。リフォーム工事は対象となりません。
- 2. 耐震シェルター設置支援事業** 対象工事費の4/5補助 上限額：80万円  
※耐震ベッドは上限額40万円  
耐震シェルター (徳島県認定品) または耐震ベッドの設置費用を補助します。
  - (1) 原則、現在居住している住宅で、高さ1.5m以上の家具固定と、耐震化普及啓発活動への協力が条件です。
- 3. すまいのスマート化支援事業** 対象工事費の2/3補助 上限額：30万円  
ICTやAIを活用した設備の設置費用を補助します。
  - (1) 上記「1」「2」の事業と併せて実施すること。
  - (2) スマート化工事と併せて実施する省エネやバリアフリー化工事も対象となります。

#### 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの

- 4. 住替え等支援事業** 対象工事費の2/3補助 上限額：60万円  
住替えや建替えに伴う住宅の除却費用を補助しますが、担当者が不在の場合もありますので、事前にお電話ください。
    - (1) 原則、現在居住している昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、そのすべてを除却するもの (一部だけの除却は対象となりません)
- 申し込み・受け付け  
建築営繕室 (東館2階) にて随時受け付けています。  
なお、各事業とも年度内の実施戸数には限りがありますので、申し込みの時点で本年度実施分が終了していた場合は、次年度以降での実施となります。

●問い合わせ・申し込み 建築営繕室 ☎22-2224 FAX22-2246

## 住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいかわからなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

### 家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

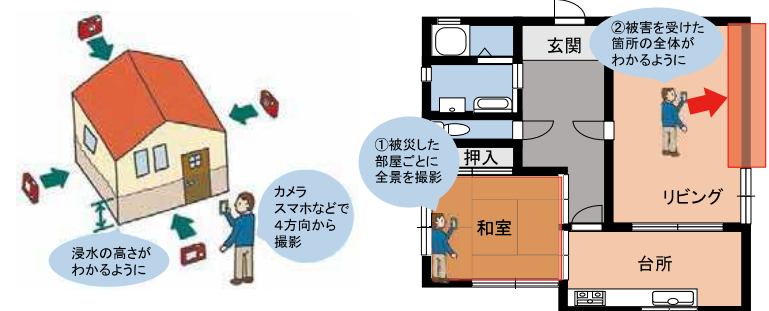
#### 家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。  
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

#### 家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  - ①被災した部屋ごとの全景写真
  - ②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
 <想定される撮影箇所>  
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

### <イメージ図>



内閣府・徳島県・吉野川市

●問い合わせ 防災対策課 ☎22-2235 FAX22-2248  
税務課 ☎22-2215 FAX22-2247